

入札説明書

1 貸付物件

別紙1 貸付物件説明書のとおり

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、幸田町が設置事業者に対し、町有財産である建物又は土地の一部を貸付する方法により行います。

(2) 設置面積等

別紙1 貸付物件説明書のとおり

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 貸付料

物件番号別の貸付期間中の総額で、入札により決定した金額（年額）に基づいて算出した金額とします。

(5) 必要経費

ア 自動販売機の設置（日程調整を含む。）及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。また、電気料についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、幸田町が指定する期限までに全額納付してください。

イ 電気料は該当年度末の3月31日を算定日とし、設置事業者が計量機器（子メーター）の使用電気料を確認した後、速やかに幸田町に報告すること。

(6) 設置機器の基本的な仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新500円硬貨、新札紙幣及び電子マネーが使用できること。

ウ 自動販売機の転倒防止や回収ボックスの飛散防止を十分行うこと。

(7) 利用上の制限

契約期間中は、次に掲げる事項を遵守してください。

ア 貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡及び転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、幸田町の指示に従うこと。

エ 販売品目は仕様書記載の販売条件のとおりとし、酒類・たばこの販売は行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機を設置する前に各所管課と協議を行うこと。

(8) 維持管理

契約期間中は、次に掲げる事項を遵守してください。

- ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、設置の際は、強風による飛散防止対策（回収ボックス、使用済み容器）を十分に行うこと。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 契約期間中に各施設等の改修工事等で自動販売機の設置場所が工事範囲になった場合は、各所管課と協議の上、速やかに設置場所を移転すること。その際の移転費等の費用は全て設置業者の負担とする。
- カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を幸田町に請求することができません。

3 入札参加申込みの受付

(1) 日時・提出期間

令和8年3月10日（火）から令和8年3月19日（木）まで

（月曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）受付時間8時30分から17時00分まで

(2) 受付場所

幸田町大字菱池字黒方78番地

幸田町教育委員会文化スポーツ課スポーツグループ（担当：小塚・小林）

電話番号 0564-62-1111（内線193、194）

(3) 提出書類（1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 自動販売機設置実績報告書（様式2）

(4) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送によるものとします。

4 現地確認の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月10日（火）から令和8年3月19日（木）

(希望者は事前に各所管課へ連絡すること。)

(2) 場 所

	施設名	場所	所管課
1	幸田町中央公民館	菱池字黒方78番地	文化スポーツ課
2	文化広場・さくら会館	菱池字芦谷字蒲野25番地1	文化スポーツ課
3	とぼね運動場	荻字奥入61番地1	文化スポーツ課
4	大日蔭グラウンド・ゴルフ場	野場字大日蔭33番地	文化スポーツ課
5	勤労者体育センター	野場字鶏島50番地1	文化スポーツ課
6	深溝運動場	深溝字大池8番地	文化スポーツ課
7	幸田中央公園	菱池字元林1番地7	都市整備課
8	幸田町消防本部	菱池字前田41番地1	庶務課

5 質疑応答

- (1) 貸付物件についての質問は、令和8年3月17日(火)正午までに幸田町教育委員会文化スポーツ課スポーツグループまでに質疑書(様式3)をFAXにより送信し、必ず電話にて到達確認を行ってください。
- (2) 回答は、令和8年3月18日(水)午後5時までにFAXにて回答します。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月24日(火)10時00分から
- (2) 場 所 額田郡幸田町大字菱池字黒方78番地
幸田町中央公民館
- (3) その他 郵送・電報・電送その他の方法による入札は認めない。

7 入札保証金

免除

8 入札金額

- (1) 入札金額は、物件番号別に貸付期間中の年額を記入してください。
※ 総額ではありませんので、お間違えの無いようにお願いします。
- (2) 建物の一部を貸付ける場合の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって年額の契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札

- (1) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申

込人の代理人となることはできない。

- (2) 入札は、指定の入札書（様式4）を使用してください。また、物件番号ごとに入札書を使用してください。
- (3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）で記載してください。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 幸田町契約規則（昭和59年規則第2号）第11条各号に該当する入札
 - イ 入札書の金額を訂正したもの
 - ウ 郵送・電報・電送その他の方法による入札
 - エ 虚偽の事実を記載した者の入札
 - オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (6) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できません。
- (7) 入札は、参加者が1者の場合でも実施します。

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。
- (2) 落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行いますので、再度入札のための予備の入札書（記名及び押印した入札書）を複数枚用意してください。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申請人名義で行う。
- (4) 契約は貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

13 貸付料の納付

各年度、町が指定する納入通知書により、納入期日までに一括納付してください。

14 契約保証金 免除